

千早赤阪村小地域福祉活動交流事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域福祉活動の推進を目的として実施する、千早赤阪村小地域福祉活動交流事業に関し、必要な事項を定める。

小地域福祉活動交流事業とは、高齢者のつどい、地域福祉強化支援事業(世代間交流事業等)、友愛訪問等の総称とする。(以下「事業」とする。)

(事業目的)

第2条 本事業は、子どもから高齢者まで地域に暮らす住民が、それぞれの地域で安心して、いきいきと生活を送るため、高齢者のつどいや世代間交流事業等を開催し住民相互の交流と仲間作りを図るとともに、住民が相互に支え合うことのできる仕組みづくりの確立と住民が福祉活動に参加することで、明るく住みよい村づくりを推進することを目的とする。

(事務局)

第3条 この事業の主たる事務局を、社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会（以下、「社協」とする。）に置くものとする。

(対象者の範囲)

第4条 この事業の対象者は、すべての地域住民とする。

一人暮らし、家に閉じこもりがちな高齢者、障がい者とその家族、子育て中の親等、社会的孤立・不安を抱える人々と住民（ボランティアを含む）との交流を通じて「孤立の予防」「生きがいつくり」「介護予防」「子育て支援」「地域での情報交換」等の効果が期待できる活動とする。

(実施主体)

第5条 この事業の実施主体は、地区・自治会、地区福祉委員会とし、社協が協力し交流の推進を図るものとする。

(事業内容)

第6条 この事業の活動内容は、地域住民が主体的に運営していくことを基本とし、相互に話し合い、参加者の興味関心に沿ったものとする。(高齢者のつどい、世代間交流、茶話会、介護予防教室、友愛訪問、講演会、会食、季節行事、レクリエーションなど)

- 2 社協は、地域住民が活動を取り組みやすくするための相談・支援、備品貸し出し、条件整備に努めるものとする。

(実施回数)

第7条 実施回数は、基本的には年1回以上とする。また、1回の実施時間は2時間以上を目安とし、1日に2回開催することも可能とする。

(対象経費及び助成金)

第8条 助成金の対象経費は、事業実施に係る事業費とし、助成金の額については、毎年度予算の範囲内で社協が決定する。

- 2 この事業に関して、社協は予算の範囲内において助成金を地区・自治会、地区福祉委員会に交付する。

(交付の時期)

第9条 社協は算出した助成金額を各地区長に通知した後、すみやかに助成金の交付を行うものとする。

(実績報告)

第10条 助成の交付を受けたものは、当該事業が完了した際には、以下の書類を社協会長へ報告しなければならない。事業完了報告期限は、当該年度末から2週間以内とする。

- (1) 千早赤阪村小地域福祉活動交流事業報告書(様式1)
- (2) 事業にかかった経費が確認できる領収書等の写し
※レシートや領収書がない場合は、支払証明書を添付すること
- (3) 事業の様子がわかる写真

(助成金の返還)

第11条 社協会長は、助成金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、その者と協議のうえ、すでに交付された助成金の一部又は全部について、期限を定めて、その返還を請求することができるものとする。

- (1) 事業を実施する必要がなくなったとき。
- (2) 事業を中止したとき、もしくは事業の遂行が困難になったとき。
- (3) 助成金を当該事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 偽りその他不正な方法により助成金の交付を受けたとき。
- (5) 全事業完了後、助成金に残金が生じたとき。